

## 第5回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成28年11月21日（月）
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1203会議室

○司会 それでは、第5回行政手続部会の記者会見を行います。  
会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎と大槻が行います。  
それでは、お願いします。

○石崎参事官 規制改革推進室の石崎です。よろしくお願いいたします。  
お配りした資料ですが、本日も関係者からのヒアリングということで、見ていただきますと、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会。いわゆる中小企業3団体。それから新経済連盟、日本貿易振興機構、（4）に2社ほどありますけれども、これが創業を支援する方々、それぞれからお話を聞きました。

まず日本商工会議所ですけれども、めくっていただきまして、2、3ページ目は飛ばしまして、5ページ、「4. 生産性向上のための行政手続簡素化の必要性」ということで、商工会議所からは、2つ目の◆ですが、中小企業の労働生産性が大企業の2分の1程度しかない。そして、中小企業の55%が人手不足の状況ということで、生産性の向上と働き方改革。生産性向上の障害とか、長時間労働の原因の一つに規制や行政手続の煩雑さがあるということで、図表4-1が労働生産性のグラフで、上の2つの折れ線が大手企業の製造業、非製造業。下の折れ線グラフが中小企業で、大体、中小企業の労働生産性は大手企業の2分の1ぐらいだということをお示ししてあるわけです。右下にありますように「行政手続で負担とを感じる分野」ということで、商工会議所は今回のヒアリングのために、会員企業、中小企業を中心に1,091社からアンケート、ヒアリングを行ったところ出た結果でありまして、これで言うと、左から、特に負担とを感じるものが多いのが①税務手続、②社会保険・労務手続、③補助金・助成金、④許認可、⑤公共入札・公共調達。この辺が特に中小企業にとっては負担感が大きな手続であるという結果が出ています。

それをさらにブレイクダウンしたものがその次の6ページでありまして、税務、社会保険、補助金、営業許可・認可、公共調達と、縦軸で申請書の量ですとか煩雑さ、所要する時間、ワンストップ化できないか、あるいはどれぐらい経費がかかるかがそれぞれに示されています。これはヒアリングに基づいて作成したということです。

7ページが税ですが、税でいうと、左にあるのが国税。必要な書類を2セットもしくは3セット。81枚掛ける3セットということで、量が多いということと、申告先が異なる。右に電子申告が不便で、特に国税と地方税が別のシステムになっていて、そして、地方税のシステムは、自治体を複数選択することができず、結局、数十とか数百とか、自治体ごとにそれぞれ登録して、それぞれ登録作業を行わなければならない。ほぼほぼ同じ内容の

登録を行わなければならないということで、これは非常に不便で使いにくいということです。

その次の8ページで、社会保険分野でありますけれども、書類の提出先が複数存在する。労基署ですとか、ハローワークですとか、年金事務所ですとか、複数存在する。右側が助成金の話ですが、雇用関係の助成金は非常に多くて、資料がわかりづらく、提出資料も多いですとか、9ページですと、応募の際の事業計画書と補助金の交付申請書でまた同じようなものを重複して出さなければならないですとか、右にありますのが、事業報告書の保管義務で、終了後5年間、ファイルの資料を保管し、または報告しなければならない。そのようなところが指摘されております。

その次の10ページ目が許可申請に必要な書類が多いということで、具体例の①が建設業の営業許可は、必要な書類が約30種類あるとか、貸借対照表などのようなものも既存のものではなく、業法に沿ったフォーマットで別途作成する必要があるですとか、個人の飲食店は、相続があったときは、代表者が死亡したときは簡易な手続なのですがけれども、生前に事業を承継すると、面倒な新規加入と同じ手続をさせられるですとか、11ページ、公共調達は、入札から落札に至るまで何度も呼び出されるですとか、入札資格が煩雑で、しかも自治体ごとにばらばらになっている。そのようなところがありました。

あとは、個別の話は省略させていただきます。

資料1-2が全国商工会連合会。商工会議所は旧制で市の中小企業の団体ですけれども、全国商工会連合会は旧制の町村を対象とする、よりローカルな小規模事業者の団体です。ここでもほぼ同じように、事業開始時ですけれども、労働保険、社会保険は、同じようなものを出さなければならないですとか、税に関する手続、税務署ですとか国税もほぼ同じようなものを出さなければならないですとか、同じだけれども、微妙に申請様式が変わるとか。

それから、3ページで「その他、規制・行政手続について負担と感じていることについて」ということで、全国商工会連合会も、商工会の経営指導員宛てに、このヒアリングのためにアンケート調査を行っております。やはり負担を感じているところとしては、商工会議所と似ていますがけれども、補助金や助成金の申請手続、社会保険に関する手続、税務申告に関する手続、労務に関する手続、会社の登記に関する手続あるいは営業許可に関する手続ということで、割と商工会議所と同じようなところの分野について、同じように複雑だということで、指摘がありました。

詳細については、手続ごとにどのようなところが面倒かということがその次の4ページですけれども、補助金・助成金であれば、申請書類の記入が多い、わかりにくく煩雑である、添付書類が多いですとか、社会保険も同じような、手続に要する時間が長いですとか、大体、手続ごとにこういった傾向が出ているということでもあります。

資料1-3に飛びますと、全国中小企業団体中央会。これは、先ほどの2つの団体はそれぞれ中小企業の地域ごとの団体なのですけれども、全国中小企業団体中央会は業種ごと

の団体でありまして、建設業ですとか、運送業ですとか、業種ごとの組合を所管している団体ですので、必然的に要望も業種ごとの要望ということで、例えば1ページの上にあるものですと、貨物事業者が、これは都市計画法ですけれども、市街化調整区域に営業所を設置することが法的に認められていなくて、車庫は市街化調整区域にあるので、業務上、営業所と車庫が離れてしまっているですとか、3ページに行きますと、例えば大規模小売店舗立地法に係る環境調査の届出に非常にコストがかかるですとか、もろもろ業種ごとの課題が述べられております。

その次に、資料2ということで、新経済連盟の話であります、具体的には2ページからですが、2ポツのこれまでの提言。これまでの提言の中でも、規制・行政手続コストの削減ですとか、デジタル化、オンライン化というのは行ってきたわけではありますが、4ページ以降が会員企業の声で、やはり営業の許認可ですとか、登記ですとか、その次のページに行きますと、税務、労務管理、その次のページですと、安全・品質、調査・統計、補助金、そういったところの手続が煩雑であるとか、電子認証、行政システム、そういった電子認証でコストがかかったり、そういったところについての御意見がありました。

その次の7ページと8ページが新経済連盟の会員企業で、給与計算ソフトですとか、会社設立ソフトをつくったわけですが、給与計算ソフトでいいですと、➤にありますように、電子証明書の取得がオンラインで完結していないとか、中小企業にとっては費用が高いですとか、8ページ目は会社設立ですけれども、電子定款を公証役場とやりとりする場合には、定款を認証するときですが、メールでできなくて、CDでやりとりをしているですとか、さまざまな書類を税務署等に郵送もしくは持参する必要があるということで、事実上、メール操作ができずに、設立について郵送に頼ってしまうようなところが多い。

9ページですけれども、問題点の類型化で、電子化・オンライン化。一応、オンライン化しているのですが、オンラインで完結していないですとか、複数の機関から同一・類似の提出を要求されるなど、その下に書いてあるような話。

10ページは、エストニアの例で、会社設立について、エストニアは18分で済んでいるということで、日本でも法人設立が速やかにできるようにすべきではないか。そのようなところの指摘がありました。

その次に、JETROについてが資料3からであります。

2ページは報道でも出ていますけれども、世界銀行のDoing Businessの総合ランキング、ビジネス環境のしやすさという意味でのランキングが2016年から日本は2つ落ちている。特に事業設立、建設許可取得、納税、資金調達の順位が低いということです。

その次の3ページが、これはJETROが分析したところで、日本の行政手続とOECD平均を比較すると、どこが遅いのか。特に通関ですとか、起業に時間がかかるという問題があるということです。

個別の話でいきますと、5ページで外資系企業にとってのビジネス阻害要因調査という、これはJETROが毎年やっている話です。去年、2015年は行政手続・許認可制度の厳しさとい

うものが一番にあったのですけれども、2016年は行政手続・許認可制度の複雑さが4位になっているのですが、これは特に行政手続のほうで何か変化があったというよりは、ことしは人材難ということで、人材確保が難しくなったとか、そういったところの要因もあるのではないかと。

6ページがアンケートの結果でありまして、これは外資系企業ですけれども、これで見ると、在留資格ですとか、税務、製品の安全基準、その他、枠囲みのところで改善を望むところが多かったといったところでもあります。

具体的な指摘事項については7ページ以下であります。例えば事業設立ですと、社印作成、定款作成・認証、登記書類作成、開業届出等手続が多い。通関ですと、手続自体の問題。税関の手続そのものというよりは、インフラの問題。入港・搬入から輸入許可まで、インフラの問題も含めて改善する余地があるのではないかとといったところでもあります。

少し飛ばしまして、手続自体の問題の以前の問題として、14ページにあります。個別に手続が早い遅いという前に、安全基準ですとか、認証手続が日本で独自の発展を遂げている中で、輸出入が難しいというよりは、今後こういった安全基準認証手続の認証が得られなければ、結局は国内販売時に販売ができないという意味では、外国企業の声としては、日本でもそのまま適用される相互認証制度の構築が必要ではないかといった指摘があったといったところの説明がありました。

最後に、創業を支援している方々のお話として、資料4-1として、大久保さん。この方は、創業手帳とあって、月に1万社ぐらい日本で創業が行われるわけですが、その方々に対して広告つきのガイドブックを送付するというビジネスを行っている方なのですが、その方のお話では、ここに書いてありますが、特に事業開始のところでの登記の手続。登記簿謄本の取得が1回目のみ、1週間程度、特に年度の初めですと10日ぐらいかかるということで、立ち上げで急いでいるときには負担がかかる、法務局に通うのが時間がかかるとか、そういったところすとか、あるいは補助金、助成金の入金サイクルが1年後だったりするすとか、そういったところでまず負担感があるということをしていました。

具体的には、3ページにあります。役所の感覚では、これぐらいの書類は読んでおくべきという考えだけれども、創業は時間との勝負なので、時間を無駄にはできないと。創業の書類をミスなく完璧にできたところで、1回しかやらないので、そこに時間を使っても事業の成功率が上がるわけではないということで、そういった中で、手続の簡素化が重要なのではないかと話がありました。書類のやりとりも、窓口ではなく、郵便などでも済むようにできるとありがたいということです。

最後に、資料4-2で、先ほどの大久保さんの話が会社の設立型の手続ですが、吉田さんという方は、個人事業主の創業時のサポートを特に行っている方で、小さな起業の支援を行っている方ですけれども、彼の主張では、例えば主婦向けのクラウドソーシングビジネスすとか、小さなパン屋さんすとか、そういったところの創業の支援を行っている

のですが、こういったところが、政府のデータではどこにも出てこなくて、起業にもカウントされず、我が国にはそもそも起業の定義がない。開業届と起業を切り離して、開業届がないと補助金が得られないケースが多いということなので、開業届を出すということを経営者も条件にせず、起業そのものを登録するような制度を創設するべきではないか。そういった御意見がありました。

私のほうからの説明は以上であります。次回は12月にまた行うということにしております。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、お名前と御所属をお話しの上、御質問ください。

どうぞ。

○記者 産経新聞のヤマグチと申します。

本日のヒアリングでは、こんな問題もあったのかというような、目が見開かれるようないろいろな問題点が上がってきたようなイメージなのでしょうか。

○石崎参事官 委員のコメントとしても、これまで岩盤規制的な意味での規制の見直しというのは行われているのですけれども、手続を簡素にする。例えば社会保険ですとか、補助金ですとか、あるいは地方自治体でばらばらだと、これは許認可も地方税などもそうなのですけれども、そういった問題というのは、割とこういったヒアリングとかアンケートを通じて明らかになってきたことだという御評価もいただいております。逆に言えば、中小企業の団体なども、そういったところが今回の行政手続部会ということで期待されているということで、具体的には資料1-1の4、5ページなどにもあるのですが、これは当然のことですけれども、商工会議所、経済団体も、4ページにありますように、いろいろ生の声をヒアリングして、制度改革を提言してきたということなのですが、5ページにありますように、今は特に人手が不足しているものですから、こういった規制ですとか、行政手続に時間をかけていられない。そういったところが生産性向上の障害ですとか、長時間労働の原因になっているということで、御指摘もいただいているものですから、そういったことも踏まえてこれから検討していくということです。

○記者 突拍子もないのですけれども、輸出入のところなどでTPPが通る通らないで何か影響してきそうな意見とか、そういうことは特に。

○石崎参事官 それは特になくて、TPPの有無にかかわらず、日本の中小企業の場合、特に人手の少ない中で手続を簡素化していかなければという話なので、その話とは直接には関係してこないと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。

それでは、第5回行政手続部会の記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。